

別表3（第14条関係）

定時見積り発注基準

業 種	定 時 見 積 り
1 共通事項	中小企業者を対象とする。
2 印刷	<p>(1) 平版印刷</p> <p>ア 指定する規格以上の平版印刷機を有している業者を対象とする。</p> <p>イ 原則としてB、C等級を対象とする。</p> <p>ウ 予定価格に基づき次により等級を決定する。</p> <p style="text-align: right;">(ア) 1件の予定価格が70万円以上250万円以下であるとき。 B等級</p> <p style="text-align: right;">(イ) 1件の予定価格が70万円未満であるとき。 C等級</p> <p>エ その他</p> <p>(ア) 4色以上の印刷物にあっては、2色以上の印刷機を有している業者を対象とする。</p> <p>(イ) 等級区分がC等級で、次に掲げる印刷機を指定する場合は、競争性の確保を図るため、直近上位のB等級も対象とする。</p> <p style="padding-left: 20px;">A2判以上の印刷機を指定する場合</p> <p style="padding-left: 20px;">2色以上の印刷機を指定する場合</p> <hr/> <p>(2) フォーム印刷</p> <p>ア フォーム印刷機を有している業者を対象とする。</p> <p>イ OCR・OMR印刷にあっては、紫外線乾燥装置（UV装置）を有していること。</p> <hr/> <p>(3) 地図印刷</p> <p>印刷物の内容に応じた印刷設備を有し、測量業者登録をしている地図専門業者を対象とする。</p> <hr/> <p>(4) その他の印刷</p> <p>オンデマンド印刷 オンデマンド印刷に必要な機械を有している業者を対象とする。</p> <hr/> <p>(5) 秘密印刷物</p> <p>(1)(2)の基準に加え、次の基準を加えること。</p> <p>ア 取扱注意印刷物</p> <p>(ア) 取扱注意印刷物又は特別管理印刷物の取扱業者として指定した業者を対象とする。</p> <p>(イ) 平版印刷の場合、等級区分は(1)のウの予定価格の金額区分にかかわらずB及びCの等級を対象とする。</p> <p>イ 特別管理印刷物</p> <p>(ア) 特別管理印刷物の取扱業者として指定した業者を対象とする。</p> <p>(イ) 平版印刷の場合、等級区分は(1)のウの予定価格の金額区分にかかわらずA、B及びCの等級を対象とする。</p> <hr/> <p>(6) 共通事項</p> <p>1件の予定価格が2万円未満であるときに限り、契約担当者等の判断により、小規模事業者及び新規開業者等を対象とする。</p>

注 「2 印刷 (1) 平版印刷及び (5) 秘密印刷物」欄の等級区分による当該等級の業者数だけでは競争性の確保を図れないおそれがあると認めるときは、直近上位又は直近下位の等級業者を加えて見積りできるものとする。